

# 文教くらし委員会記録

開催日時 平成30年9月27日(木) 13:04~15:23

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長  
田中 惟允 副委員長  
中川 崇 委員  
藤野 良次 委員  
岡 史朗 委員  
宮本 次郎 委員  
米田 忠則 委員  
出口 武男 委員  
粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 11名

議 事

## (1) 請願の審査について

請願第8号 奈良県立奈良高等学校の主要建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書

請願第9号 奈良県立平城高等学校の存続等に関する請願書

## (2) 議案の審査について

議第81号 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

議第89号 県立高等学校適正化実施計画の変更について

報第28号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分<sup>の</sup>報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(文教くらし委員会所管分)

(3) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

本日は、請願の紹介議員として川田議員が出席されていますので、ご了承願います。

なお、理事者において、谷垣地域振興部次長併教育次長が総務警察委員会への出席のために欠席するとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

本日、当委員会に対し、7名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、本日の委員会に限って、さきの方を含め40名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

本日の委員会において、写真、テレビ撮影による取材の申し入れが参っております。記者席以外の場所からの写真、テレビ撮影については、事前に承認を得ることになっておりますので、お諮りいたします。

会議の審議に支障のないように行っていただくことで許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することといたします。

それでは、案件に入ります。

付託議案に関連する内容の請願が提出されたことから、付託議案に先立って請願の審査を行うことといたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、請願の審査を行います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

当委員会に付託を受けました請願第8号、奈良県立奈良高等学校の主要建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書については、お手元に配付した資料のとおりです。

請願第8号について、紹介議員である川田議員に請願の趣旨を説明願います。

○川田議員 本日、請願説明の機会を賜り、誠にありがとうございます。心から御礼を申

上げます。

まず、請願書の朗読をもって説明とさせていただきます。

請願趣旨は、奈良県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（以下、「I s 値」という。）は、管理教室棟・普通特別教室棟（北棟）で0.17、管理特別教室棟（南棟）で0.32、校舎棟の一部（渡り廊下）で0.11、屋内運動場（体育館）で0.05と非常に低く、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高い状況にあることが発覚しており、国土交通省が示す基準0.6、文部科学省が示す基準0.7を著しく下回っている。

国の基準では、I s 値が0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、奈良市は、同校の主要建物に耐震性がないことが発覚したことを理由に、平成30年8月28日に指定避難所としての指定を解除するに至り、このことは報道でも取り上げられているところである。1,000名以上の生徒が在籍し、多数の教職員等の関係者が日々使用する学校施設として供し続けることは、多数人の生命に関わる極めて危険な状況にあるものと言わざるを得ない。

奈良県教育委員会が進める県立高等学校の再編計画では、同校は、事実上の閉校とされる平城高等学校の跡地に平成34年に当たる年に移転させられる予定であるが、それまでの約3年半もの期間について、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が担保される具体的な対策は示されていない。

よって、同校の主要建物について、関係法令に定める技術指針に適合した内容で、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために、直ちに万全を期すことを請願するという内容です。

奈良高校に関しては、今、テレビ、報道等でも非常にクローズアップされ、その後、調査等も進むにつれて、今、報道されている以上の危険性がわかってきました。子どもたちが生活する場ですので、早急な措置が求められるわけですが、具体的に請願を行うことは難しいかと思いましたので、まずは基準に従って、万全な体制で取り組んでいただきたいというお願いです。以上です。

○**阪口委員長** ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があれば、ご発言願います。

○**粒谷委員** 一つ確認をさせてください。この請願の中に、関係法令に定める技術指針に適合と書いてありますが、これは耐震改修をさせてもらえるのですか。

○川田議員 技術指針ですが、指針は文部科学省からも出ておりますが、一般的に今、全体で使われているのが、国土交通省が平成26年に新しい技術指針ということで、公明党の太田大臣から示されています。それが今、一般的な基準となっており、細かいことについては、日本防災協会などの定めている指針に従ってやりなさいという形になっています。

○粒谷委員 ということは、耐震事業をやるということなのか、どう受けとめればいいのですか。

○川田議員 耐震事業は、建築物の耐震改修促進法が制定されまして、平成20年あたりで決まったわけですが、その後、いわゆる耐震診断は、ちょっとした地震ではなくて、大地震を前提とした基準を定めて診断をやりなさいと、法で定められました。その後、皆さんその基準に基づいて実施していますので、奈良県も、教育委員会も、耐震診断を行っているという事実がありますので、いわゆる継続させる上で、その義務を果たすという意味です。

○宮本委員 紹介議員の川田議員に確認の質問をさせていただきたいのですが、この請願の中に、関係法令に定める技術指針に適合した内容で、生徒、職員等関係者の生命及び身体を守るために、直ちに万全を期すとあります。一番安全な方法は耐震がクリアされている建物を速やかに移動するということになりましょうから、奈良高校が、当初予定されていたとおり現地で建てかえがなされていれば、一番よかったわけなのですが、それが放置されてきたという、非常に大きな責任もあると思うのです。ただ、そうはいつでも、この新しい建物を直ちに建てるとはいかないというのが、本会議での教育長とのやりとりでも明らかなのですが、この安全対策という中身に、今、既に安全が確認されている既存の地域の学校の空き教室や、公共の施設、県有施設に安全避難をするという対応も念頭に置いての請願かと私は思ったのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○川田議員 技術指針に対して、あくまでも今、文部科学省が求めているのはI s値で0.7以上、その中で、今回非常に悪く出ているのがコンクリート強度なのです。奈良高校の場合、平成20年にその内容は判明しているわけですが、その後10年間放置されていると。

少しコンクリート強度のお話しさせていただきたいのですが、コンクリート強度が、13.5N/平方ミリメートル以下になれば、もうコンクリート強度はもちません。だから使っていい施設の期間が、もうそこでゼロですよ、リセットですよという意味なのです。ところが、逆算してみますと、奈良高校の場合、北側校舎で9.4のコンクリート強度な

のです。最低基準と言われている、ここまでしか使ったらだめだと言われているものよりも、まださらに低い状況にあり、これは明らかに、供用年数で例えると約20年ぐらい期間が超過していると。平成20年にその数字ですから、そこからまださらに10年経過していますので、約30年ぐらいは超過の状況にあると。

この中でコンクリートコアを検査するに当たって、壁を丸く棒状に、1回につき3本ぐらい抜いてその標準偏差、平均値からの離れぐあいを計算して、全部抜いて検査すれば一番確実なのではと思いますが、壁が穴だらけになってしまいますのでサンプル調査ということで、そういう基準が決められています。この基準によって、平均値等をもって、いいか悪いかを判断していくのですが、現在、公的な基準からいけば、奈良高校は耐震補強すらしてはだめだという水準にあるという。補強できないと言われているので補強しないのですが、それからまだ10年間補強もせずにやられていると。今の国の基準評価をしていく上においては、解体及び撤去をしなければいけない建物に入っているという状態であると。縁起の悪い話はしたくないのですが、もう即刻、使用停止ぐらいはしなければいけないような状態に今あるということが最近の調査でも発覚してきています。

問題点は、今、宮本委員からお尋ねもありましたが、では、どうすればいいのかと、どのような請願なのかということですが、まず、安全性を確認するということになれば、現地だけで対応していこうと思えば、一番手っ取り早いのはプレハブの仮校舎を建てて、そこに移動していただくと。移動した後は工事をすればいい話であって、それ以外に、その間も、どうしても許容範囲を超えているのだということになれば、今、宮本委員がご指摘になられたように、別の安全な施設によって学業の環境を保障させていただく方法しかない、こういう結論に至ると思います。

どちらにしても、先日、教育委員会の答弁も聞いていましたが、一部、部分的に悪いところだけ補強してやるのだと。皆さん、これは完全に違法です。間違っただけではないのが、サンプル調査でやっているということは、見つかった悪いところだけを直してやるというのはサンプル調査の趣旨ではありません。一般の方にわかりやすく言えば、例えば食品衛生法における基準検査でも一緒です。あれはサンプル調査でやっています。統計学では、何個かをサンプルとして、それがよしだったらよしとしようという基準が決められています。例えば1万個のギョーザがあったとして、悪いものが仮に10個出てきたと。この10個だけ取りかえたらそれでよしとするかと言えば、そうはならないです。それと同じ意味ですので、現在、指標的に標準偏差、いわゆる平均値からの離れぐあいで出されている

サンプル数字が完全にだめだという数字で出ていますので、部分的に直したからといって国が満たす公的基準に達するということはありません。

また、あえて言いますのが、文部科学省の書面等の中でも、一時期、いたし方ない時期はいいと読めるところもありますけれども、国にも我々は確認していますが、平成20年度に耐震診断を行い、検査結果がわかっているわけです。耐震診断というのは、あくまでも大地震を想定にしてやりなさいとなっている診断です。本当に地震が来るかどうかというのは別の話で、その対応をしなさいということになっていますので、ここまで10年近く空いているものに対して、いたし方ない期間に含まれるかどうかは、絶対あり得ないという回答も得ていますので、速やかに、安全な場所に子どもたちを移さなければいけないという意味です。

○宮本委員 聞きたかった以上のことを答えていただいたわけですが、そうしますと県議会で、一般質問でやりとりさせていただいた答弁と随分と矛盾点が出てくるのです。これ、教育長にお尋ねしてもいいですか。

○阪口委員長 だめです。

○宮本委員 だめなのですか。

○阪口委員長 はい。紹介議員に対する質疑ですから。

○宮本委員 では後で、条例の審議やその他審議のときに直接お伺いしますが、現在の奈良高校の校舎がそもそもコンクリート強度が足りていないということで、ここにいろいろ手を入れることはできないということなのですね。そういう認識だろうと思うのです。であれば、直ちに安全なところに避難するのが当然の結論になってくるのかと思いますし、そのことを含む内容だと確認できましたので、質問は以上とします。

○川田議員 補足ですが、簡単に言いますと、例えば、仮にコンクリート強度の数値が1とします。I s 値で右から揺れたらどうだ、左から揺れたらどうだなど、いろいろな数値があります。そういったものも全部含めて、構造材以外の補強の分も入れて計算方式があります。この方式で、コンクリート強度は1と覚えていただいて、イコール何々、これがI s 値と考えてください。ということは、I s 値0.7以上を求めようとした場合にコンクリート強度1は変わらないわけです。ということは、この前の数字を大きくするために、普通の補強工事の数倍もかかる補強工事を行った場合、I s 値は0.7以上になると構造上の計算は出てきます。ただしそれが、国の基準に適合するかどうかという適合はしない。一部でも下回ったものがあつた場合には、もうそこまでの計算をしなくていいという、

国の判定基準になっていますので、そこだけご理解ください。

だから、この間、答弁で言われていたのが、一部だけ補修することは決してできるような水準ではありません。それをもしするのであれば、もう国の公的機関に適正かどうかを求めてください。速やかにわかることだと思いますので。以上です。

○岡委員 一つ紹介議員にお尋ねしたいのは、ちよきょうの新聞に、きのう知事が、定例記者会見でこのことについて発言されたようです。私も新聞の記事以外は情報がありませんので、報道の内容のとおりとすれば、かなり踏み込んだ知事の発言ではなかったかという思いがするわけです。そのことと今の紹介議員の意図と、どのようなすれ違いがあるのか、その辺のことについてのご印象をお尋ねしたいと思います。

○川田議員 ちょうどその新聞記事のコピーを持ってきていたのですが、きのう知事が安全確保の要請を教育委員会に行ったと。具体的な内容は、検査をなさい、調査をなさい、そして移動等も含めてやりなさいということで、法務文書課が今度新しく、担当として設定されました。ちょうど9月10日に、防災・県土強靱化対策特別委員会がありました。そこでコンクリート強度の審議もさせていただき、教育委員会としては、供用期間やコンクリート強度の概念がなかったということが発覚しました。地方自治法上、知事には、公有財産の総合調査権があります。この法律の規定に基づいて、今回こういった指導を行っていただいたと聞き及んでいます。

今後、何をなされるかということですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では、知事は学校の設置者でもありますので、設置者責任として総合的に管理する責務が規定されています。子どもの安全は放置できるわけがありませんので、本当に先日申し上げてから速やかに、知事はこの対応に取り組んで、一步踏み出しているという印象を受けています。

○岡委員 であるならば、紹介議員にお尋ねしたいのですけれども、我々が請願を採択する目的は何か。これはやはり、行政執行者に対して早く対応しなさいと、議会として仮に決すれば、その意思を届けていくというのが目的ですよ。それを受けて行政が、それに沿った行政をしていくというのが本来のあり方だと思うのです。先ほど避難場所を早急にという話があり、それらはまだ具体的に出ていませんが、今回は既に方向性としては、今紹介議員がおっしゃることについては、かなり突っ込んだ、しかも寄り添う形の知事の話が出ているように私は感じています。

そこで、ここであえて請願をすることが、何か屋上屋を重ねるようなイメージに私は思

っているのですけれども、その点についての印象はどうですか。

○川田議員 確かにそういったご指摘も当たる部分もあるかと思いますが、先日から教育委員会の答弁をお聞きしていると、悪い部分だけを補修するとか、技術指針的に言えば違法だろうということも平気で答弁でおっしゃっていました。そういったこともあるし、いまだに補強で対応しようとしている気配がうかがえます。関係者から聞くところによっても、そのような発言も聞いています。

きのうも教育委員会の定例会がありました。そこに請願を上げており、これも奈良高校と同じような請願なのですが、審議を聞いていますと、もう全く概念が違った水準のレベルの審議をされているのです。もちろん国土交通省の当時の太田大臣から出されている基準の指針、方針も全く意味をわかっていない。そしてコンクリート強度の意味もわかっていない。そして耐震診断には、公費ももちろん入っていますが、これを行った意味すらわかっていらっしやらない中で審議されていたと。きのうは苦情的なことも言わせていただきましたが、やはり思いますのが、縁起の悪い話はしたくないですが、地震が来たら、専門家の意見では、非常に大きな中破以上の被害が絶対出るだろうと。もうそう考えてよいとの指摘がなされている、今のような状況の中で子どもたちが生活しているときに、そのような感覚で工事をやっていて、そのときに血みどろになって挟まっていることなどをイメージしてくださいと申し上げました。

教育法規の中でも原理原則として、教育をする環境の中において、安全かつ安心して学業に取り組める環境を保障するというものがあります。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の教育委員会が担う事務になっていますので、法律上は知事はそこまでは首を突っ込むとか口を挟むとかはできません。だから、こういった請願によって、細かいところまでは我々も指定していませんが、子どもたちがこういった状況の中で今生活を余儀なくされていることにおいて、万全の体制をとって取り組むべきだということとは、議会の意思として表明をいただきたいと。知事は知事で責任感を持って取り組んでいらっしやると我々は信じておりますが、これは議会の意思として、ぜひともお願いを申し上げたいというところです。

○岡委員 前回のこの委員会で、私は、このことについても申し上げています。今おっしゃったようなことを言っているわけです。今の生徒たちの命と安全を守るため、できる限りの対策は考えられないのかと質問しました。そのことを課題として我々はずっと今まできたわけです。もちろん紹介議員の川田議員の動きや皆さん方のご努力もあって、知事も

恐らくここまで発言する段階にきたことは多分事実だろうとは思いますが、この時点において、この請願を採択して、さらに議会としての意思をあらわしてほしいということとはわからないわけではないけれども、既にそういう意思を、知事は出しているような気がするのです。教育長も恐らく同じような思いだと私は間接的に伺っております。だから、そういう意味において、私はあえてここで、先ほど申し上げましたように、川田議員がおっしゃる意思も、それこそ100%気持ちはわかるのですが、手法として今のこの時点でこの請願を採択する意味は、当初よりはかなり薄れたかと、正直そういう気持ちは私はあるのです。知事のきのうの定例記者会見の発言がなく、まだ何をするのかわからなかったら、我々も言わざるを得ないし、場合によっては、突きつけないといけないという思いもあったのですけれども、私は報道の範囲ではありますが、きのうの知事の記者会見の中身を聞き、また、けさほど何人かにその裏とりをさせてもらったのですけれども、ほぼ発言はこれに近いことだったようです。

だから私は、意思としては100%安全が一番理想ですけれども、ほかにも9校、まだ耐震ができていない高校もあるようです。奈良高校だけが突出していますけれども、奈良高校だけの問題ではないような印象を私は持っているのです。その辺について、何かご意見があればお願いします。

○川田議員 私は、紹介議員で説明をかわってしていますが、請願がいわゆる奈良高校ということで、奈良高校を早く万全の体制にさせていただきたいという請願です。ほかの9校というか、特に耐震が非常に危ないのが、今、改築の予定で、本年度予算で基礎設計等を現在やっているほかの5校等もありますけれども、これについては、教育委員会に請願書を昨日、また別で提案をさせていただいております。今回の請願は、あくまでも請願者の意思です。

一番強調したいのが、最後のところに書いている技術指針に適合したかどうか、公的に認定を受けられる水準であるかどうかというところです。それ以上のものをやっていただけるのであればもちろん問題ないのですが、きのうの知事の発言の中からではそこまで読み取ることはできません。子どもたちが学習する場がないとか、特に一番我々も危惧しているのが、もうそこを使用しないでくださいという使用差しとめの住民訴訟が起こるかどうかというところもあります。こういったことになれば、路頭に迷うような大変な事態に陥ってしまうことも考えられますから、そういったところも踏まえて、ぜひともここは、子どもを思う気持ちで子どもの安全を、議会の意思を表明いただけないかとお願いを申し

上げるわけです。

**○岡委員** 最後に申し上げますが、先ほど来、私が申し上げているように、決してこの趣旨については何ら反対するものではありません。むしろ私は、もっと早くからしっかりと取り組むべきであったという印象を持っています。ガイドラインがありましたから、平成29年度で耐震工事が本当は終わっておかなければならなかったことかもしれません。

ところが、それができなかったということは、私はやはり、教育委員会は、大いに反省すべき問題だろうという認識は持っています。ただ、そのことと今回の請願については、私は政治家の端くれとして判断するのですが、物事には段階手順、それから今の流れ等々を考えると、ここで採択することについては、正直言って屋上屋を重ねるようなイメージがあり、大変ちゅうちょしているということもご理解いただきたいと思います。私の話は以上です。

**○藤野委員** 1点お聞きします。県内の耐震化に向けて取り組みが必要なのは9校あるとお聞きしております。それぞれの学校で設計、工事など、いわゆる工期が、期間としては大体4年ないし5年近くかかると。当然、奈良高校もそれぐらいの期間を要するとお聞きをしておりますけれども、紹介議員が先ほどおっしゃっておられました、さらなる耐震、万全を期すというような体制づくりを奈良高校に寄与することについて、紹介議員は、いろいろ勉強されておられると思いますので、大体工期的にはどれぐらいかかると考えておられますか。

**○川田議員** 教育委員会からの40カ月を要するという説明は、妥当ではないと我々は思っています。体育館は補強可能ですので、補強すればいいのですが、校舎は北側と南側にあると。コンクリート強度がもうだめですので校舎に対してはもう補強はできません。それから考えると、いわゆる40カ月かかるという説明においては、まず、1回で全部実施できないので、西側の運動場にプレハブを建てる。そうすると、約24クラスは確保できると。現在、体育館の南側に新しい校舎が建っていますので、そこも8クラスか6クラスぐらいありました。それと、今、南側にある校舎も普通教室または特別教室として使用できるということで、これを使用教室と考えたならば、北側の校舎だけプレハブを建てて設置すると、これは設計も入れて、約3年弱ぐらいでは可能だろうということを担当からも聞いています。40カ月というのは、その後、南側の校舎を潰して、それを建て直すという二段階方式になっています。それも全部含めていわゆる40カ月と教育委員会はそこだけを答弁としてやっていますので、適正な説明ではないと思っています。

そして、やはり一番大切なのは子どもの安全なのです。現地の建てかえに40カ月かかるから、今の再編計画であれば3年ちょっとでいけるという比較をする思想自体がおかしいと思っていて、全然それは関係ない。3年半も、子どもたちは大地震に向き合って、その危険の中で生活を過ごさなければいけないのかと、この視点が全く抜けているのです。それから考えたら、北側の校舎だけ対応すると、プレハブは1年ぐらいでできますから、プレハブに移転可能になった時点で子どもたちの安全は確保できるわけです。説明の中でそのような視点がない。今、違うのだと言って首を振っておられますが、欲を言えば切りがないですよ。この特別教室も要るのだ、あの特別教室も要るのだ、これも要るのだ、あれも要るのだと言っていたら、100年たっても200年たっても絶対できないではないですか。私はそのように思っております。

○藤野委員 そうしたら、少なくとも紹介議員がお考えになっているさまざまな工事の期間は、プレハブ1年も含めて3年かかると思っておられるということで、教育委員会の40カ月との違いは若干見えてきたと思うのです。県内では、先ほど申し上げましたように、9校対応していくということで、それも含めて、全体的に捉えていかなければならないとも考えていますので、また、採決の参考の基本にしたいと思います。よろしく願います。

○川田議員 ありがとうございます。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして、紹介議員に対する質疑を終わります。紹介議員の方はご退席願います。

次に、請願に記載されている奈良県立奈良高等学校の耐震化問題につきまして、事前に文教くらし委員長として教育長に説明を求めていますので、吉田教育長、説明をお願いいたします。

○吉田教育長 県立高等学校全体の耐震について説明をさせていただいて、その中で奈良高校についても説明をさせていただきたいと思えます。

県立高校の耐震化については、平成25年度から平成29年度までを耐震整備集中期間として、予算、人員を集中し、県立学校施設の補強を中心に耐震化に取り組んできました。そこまでの間に100%にすべきであったという意見も当然あると思えますし、できなかったことについては、教育委員会としても反省しております。

しかし、平成30年4月1日時点では、耐震化が必要な高校の建物はまだ、33校中11校29棟あったわけです。11校のうち磯城野高校、榛生昇陽高校、高田高校の各1棟、

吉野高校 2 棟の、合わせて 4 校 5 棟については、今年度、耐震補強工事を実施しています。この工事が終わりますと、耐震化が完了していない建物は奈良朱雀高校で 2 棟、奈良高校で 5 棟、生駒高校で 1 棟、郡山高校で 2 棟、山辺高校で 3 棟、磯城野高校で 1 棟、大宇陀高校で 3 棟、王寺工業高校で 2 棟、高田高校で 2 棟、合計 9 校 21 棟となります。このうち奈良朱雀高校の 2 棟、生駒高校の 1 棟、高田高校の 2 棟の合わせて 3 校 5 棟については耐震補強を行い、2021 年度までに完了する予定で進めています。一方、奈良高校の 5 棟、郡山高校の 2 棟、山辺高校の 3 棟、磯城野高校の 1 棟、大宇陀高校の 3 棟、王寺工業高校の 2 棟の合わせて 6 校 16 棟については、2020 年度までに改築等により完成させる予定で進めています。

奈良高校については、県立高等学校適正化実施計画に掲げているとおり、2021 年度末をもって平城高校跡地に移転します。特に奈良高校においては、校舎棟 3 棟及び渡り廊下、屋内運動場の合計 5 棟について耐震化が完了していません。校舎の耐震診断においては、校舎の 2 棟及び渡り廊下等はコンクリートの圧縮強度は基準値に満たないため通常の耐震補強を実施しても求める耐震性能が確保できませんので、全体的に改築ということで検討が必要となっています。

こうしたことを踏まえて、奈良高校の改築には設計に要する期間以外に、4 年以上の長期間の工期と大きな予算を要することから、耐震化への対応を早期に完了させるために、県立高等学校適正化実施計画においては生徒数が 1,000 人、25 クラスが減りますので、再編によって生じる空き校舎、平城高校跡地に移転することとしました。

耐震化が終了するまでの間ですが、知事からの要請もありました安全確保のための代替施設の利用、施設利用の見直し、管理運用面の工夫、補強・補修工事などで、できる限りの対応を行いたいと思います。以上です。

○**阪口委員長** 次に、請願第 8 号について、ただいまの説明も含めて質疑があれば、ご発言願います。

○**中川委員** ただいま説明をいただきました。岡委員からも、一部言及があったかと思うのですが、きのうの定例記者会見で知事のコメントがありました。その中で、奈良高校を含めて耐震化工事が完了していない 10 校について、安全性を再度確認した上で、危険があれば暫定的な措置をとるよう県教育委員会へ要請したということでしたが、予算的な措置についてどれくらい考え方を聞いているのか、もし聞いていないのであれば、今後の調整も含めて聞いておきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律

にあるように、予算措置は知事の仕事ですので、そのあたりのイメージや考え方にそこがあったらいけないと思ひまして聞いておきます。

**○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱）** 9月25日に知事から教育長に対して要請がありました。内容は2点あり、1点は未完了の県立高校の建築物について安全性の再確認という要請です。もう1点は安全確保のためのさらなる措置の検討ということで、その中で、先ほどから話も出ていますが、代替施設の利用や管理運用面の工夫、そして補修、補強工事などの要請がありましたので、中川委員お述べのとおり、我々はそのように理解しています。以上です。

**○中川委員** 次に、耐震のスケジュールや費用面について、これまで漠然とした議論しかなかったかと思うのですけれども、過去に奈良高校の耐震については、株式会社長大というコンサルティング業者に委託し、そちらから平成28年3月に県立高等学校耐震化事業関連調査業務報告書が作成されています。この中で現地建てかえ案の比較検討という項目があり、2階建てのA案、3階建てと2階建てのB案、4階建てと3階建てのC案の3パターンについて詳細に工期をシミュレーションしているわけです。これは建てかえまでの全部を見据えたものなのですけれども、仮設校舎をつくるまでは、A案、B案、C案、全て9カ月はかかると。それから引っ越しに1カ月かかる、いずれも仮設校舎をつくるところまでに約3億円かかるなどといったことが詳細に出ているわけです。

今後、議論していく中で、こちらの業務報告書がベースになるのかどうかについて確認をしておきたいと思っています。もちろん費用については、資材費用も変動があったかと思ひますし、あくまで体育館の仮設は含んでいないので、教室部分だけなののですけれども、いかがでしょうか。

**○中西学校支援課長** 先ほどの、コンサルティング業者が作成した報告書の中で、工期や工費についてもコンサルティングはされています。当時の建設費、仮設工事の相場等を勘案して積算をされていますので、コストも若干、単価の変動があるかと思ひますけれども、これが議論のベースになると考えています。以上です。

**○中川委員** そうしましたら、確認しておきたいのですけれども、建てかえるかどうかはひとまず置いておいて、仮設校舎を建てた場合、工期は9カ月くらいかかるだろうと。費用はおおむね3億円くらいかかるのではないかといったイメージがベースになって議論していくことになるという理解で正しいでしょうか。

**○中西学校支援課長** この報告書の中では、西側のグラウンドに仮設校舎を建てて、そこ

へ改築すべき教室を確保していくと。40カ月以上かかる工期の中で新校舎を建てる部分を一度にできないので半分ずつ、1期、2期と工事をしていくということです。

仮設校舎については、西側の駐車場に設置ということで、純工事費で、中川委員がお述べのように3億円程度を見積もっています。ここにまだ諸経費や税が含まれますので、もう少し費用はかかるかと思えます。工期については、仮設校舎の設置に9カ月程度を考えているところです。以上です。

○宮本委員 何点か確認しておきたいのですが、今回の応急補強の対応も含めて今後検討されるということですが、本会議での答弁でも、奈良高校の耐震については応急補強を考えているという話だったのですが、コンクリート強度が足りない場合には応急補強ができないということも当然考えられるわけで、その場合の措置は、これから検討することかもしれないと思いますが、今のところどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○中西学校支援課長 コンクリート強度が不足して、0.7のI s値を確保するための耐震補強工事ができない状況です。確実に耐震補強でI s値を0.7まで確保できるかどうかはわかりませんが、幾らかでも数値を上げることはできないのかどうかを、今後検討していきたいと考えています。以上です。

○宮本委員 一つ懸念をするのが、I s値が0.7までは届かないけれども、一定の補強をするということです。実際、奈良高校に行きましても、体育館は教官室側は比較的丈夫ですが、反対側の壁が非常に弱く、最小I s値になっているということですから、大きい地震が起これば斜めに崩れて、弓道場の側に崩れるということも具体的に説明を受けました。弓道場側の壁の柱を補強すると比較的安全度は上がるのだという説明だったのですが、仮にそういう工事をしたとしても、例えばこんな事例があるのです。

泉大津市の小学校が同じようなコンクリート強度が足りない状況だったと。補強工事しても、クリアできませんということで業者から一旦拒否をされたのです。ところが業者を変えて、そういうことは承知の上で工事をして使い続けていたと。コンクリート強度が足りないということで、結局、大阪府側が泉大津市教育委員会に指導をして、一定の予算を使って補強工事をしたけれども、そもそもコンクリート強度の足りないところに工事をしたために、これは使えないと閉鎖になったということで、市が投じた補強の予算が結局は無駄になってしまい、新たに6,600万円をかけてプレハブ校舎を建てることになったという事例が2015年に報告されているのです。こういうことも念頭に置いて対応を考えたほうがいいと思うのですが、その点はどう考えますか。

○中西学校支援課長 コスト面の重要性といいますか、かけたコストに対してどうかという問題は生じるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、この補強は応急的な補強であり、移転までの間の生徒の安全を確保するための一つの手段として可能かどうかを考えていきたいということです。以上です。

○宮本委員 移転まで3年半あるわけですから、安全性を考えたら到底待てないと思うのです。それまでの安全性を多少は高めることになるのでしょうかけれども、I s 値0.7には届かないということですから、そういう対応では到底納得できないわけなのですが、ほかの方法は検討されないのですか。

○中西学校支援課長 耐震改修という観点では、宮本委員ご指摘のように、I s 値0.7を確保できなければ達成したことにはなりません。ですので、先ほど教育長からも説明しましたように、改築等の必要があって、それを検討した。そして、県立高等学校適正化計画の中でも言っていますように、移転の方法を対応したいというところです。以上です。

○宮本委員 ということは、少しばかりの補強をして、あとはもう移転待ちということなのですね。移転までの3年半の間に巨大地震が来ないとは限らないわけですね。地震が来ないことを願うだけということになりはしませんか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 今の話ですけれども、ハード面での対応も当然しておりますし、知事から要請もありました。ソフト面での対応、管理運用面での工夫、代替施設での利用、危険なところを活用しないという形でも対応しています。現時点ではハード面での検討とソフト面での検討をしています。以上です。

○宮本委員 ソフト面の検討、あるいは代替施設も検討されているということが確認できました。その上で、さらに疑問が残っているのが、山村議員の代表質問の中で、緊急地震速報と連動した避難訓練を実施されると答弁をされました。これまではそういったことはやっていなかったけれども、これからはやっていきますということなのですか。

○中西学校支援課長 緊急地震速報設備については、既に奈良高校に設置されているシステムです。そのシステムを使って、今後も訓練を実施していきたいということです。以上です。

○宮本委員 あと1点、気になっているのが、校舎ごとの最小I s 値や部分的な数値をインターネットで公表して、それを教員も共有しているということですが、仮に代替施設に移動することがあるとしても、あるいは避難訓練があるとしても、きょう、今こうしている間も非常に危険な状態であることにはかわりないわけですね。ですから、生徒自身にも具

体的な状況を伝えるべきだと思うのです。例えば体育館でいえば、教官室側は頑丈だけれども、こっちの壁は危ないとか、あるいは渡り廊下も、なるべく上のフロアを通りなさいなど、身を守るための情報は、生徒にきちんと伝えるべきだと思うのですが、そういう対応はされないのですか。

○中西学校支援課長 万一地震が起こったときの対応をどうするのかについては、学校とも相談しながら、教員から生徒へどういった指導をするのかをしっかりと詰めていきたいと思います。

○宮本委員 私も山村議員と一緒に奈良高校の全部の校舎を案内していただいたときに、個々の説明を受けたわけです。ここは比較的安全ですと聞いたら少し安心します。ここは本当に危ないのですと聞いたら、万一、今地震が起これば、山村議員と校長と事務長と一緒にここでというようなことをやはり思ってしまうわけです。非常に危険な状態にあるのだということをしっかりと認識させるべきだと我々は思いましたので、そのことを申し上げておきたいと思います。

○岡委員 先ほどの教育長のお話の中で少し気になったことを、再度、確認方々質問します。

1点目は、耐震の補強工事の話がありました。これについては、これからという表現だったように思うのです。これから調査をして、どのようにするかについて、具体的にまだ答えられないかのように受け取ったのですけれども、例えばI s値0.7をクリアするという目的でやれるのであれば一番いいのですけれども、現実的に不可能な面もあるようにも聞いています。その辺のことについて、仮に補強工事をする場合にはどの辺に目安を置いて、最低限ここまでやろうなどのお考えはあるのかが1点です。

2点目は、先ほどから議論になっている代替施設の話ですが、プレハブ3億円という話が出ています。これも十分視野に入れて検討に入ることなのか、その辺の教育長の決意を確認したいと思います。

3点目は、先ほど宮本委員の話にもかぶるわけですが、きょうも運用面の工夫という話がありました。これについて、さらにもう少し説明いただけるものがあれば、どのようなことで運用面で工夫をされようとしているのか、改めて答えていただきたいと思います。以上3点です。

○吉田教育長 まず、I s値を0.7に上げることは必ずしなければなりません。その上げる過程をどのようにしていくのかですが、奈良高校のI s値を0.7にあずにでも全て

できるのかというと、できないです。

それから、仮設を建てないのか。それは検討する必要はあると思っています。その中で、特別教室はどれぐらい使用頻度があるのかなどの検討も必要と考えます。

それから、先ほどから I s 値とコンクリート強度の関係をおっしゃっていますが、耐震診断の表を見せていただきますと、コンクリート強度がこうであって、そのコンクリート強度のもとで I s 値がこうであると出ているのです。コンクリート強度が低いということで、完全な補強はできないことは理解しています。それでは改築をどうするか。今回、奈良高校を平城高校へ移転する方針を決定しました。そこまでの間の補強対策で、それをさわるのは違法だという言葉も出ましたけれども、例えば奈良高校の北館西側 1 階の I s 値は X 方向 0.28、Y 方向になると 0.69。それから 2 階は 0.30 と 0.64。3 階は 0.53 と 0.70、4 階は 0.4 と 0.94 となっています。X 方向が若干弱いという結果が出ているわけなのですが、部分的に 1 階にどういう補強をすれば全体的に安全性が高まるのか。移転までの期間は必ず安全性を高めることを我々は考えていかなければならないので、補強をもって I s 値 0.7 以上にするという意味ではなく、部分補強をすることによって、2 階、3 階、4 階を強化することを専門家も交えて検討しているということです。

代替施設については、大地震が実際に起こったときに、奈良高校以外の校舎であっても使用できないことが起こる可能性があるわけですから、BCP という考え方で、大災害のもとでどのように教育活動を復旧するのか、速くするのかということは、常々考えていかなければならないですし、そういう観点からも代替施設の検討はすべきだと考えています。

管理運用面の工夫については、奈良高校ですと、どの校舎がより安全で使える教室なのか、北館西側の耐震は実施しましたが、それ以外は確かに I s 値 0.17 等々低いところがありますので、部分的に強化ができなくて、恒常的に I s 値が低い、安全性が非常に低いと判断ができるようなところは、使用しない方向で学校と協議していきたい。例えば昇降口を使用するしないということも、きちんと協議をしていきたいと思っています。

○岡委員 ありがとうございます。

最後に、要望しておきます。言うまでもありませんが、万が一のことがないほうがもちろんいいわけですが、もし万が一、大地震が起こり被害が出たときに、このように議論されたところで予想どおり被害が出れば、私は法的に心配な点があるのです。だから、その辺をきちんとクリアできるように、万が一のことが起こったときに、法的な責任はど

これまで問われるのかについても研究していただいて、行政として手抜かりのないようにお願いしておきたいと思います。以上です。

○**阪口委員長** ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

続いて、請願第8号について、採決に入ります前に、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○**田中副委員長** 自由民主党の立場ですが、この請願第8号は県立奈良高校のみについての提案です。先ほどから岡委員はじめほかの方々から質疑がありましたように、県立高校の中にはまだ幾つも耐震ができていない学校がある。これだけ特に取り上げるということについては、私どもは反対です。やはり議会として意思表示をするわけですから、全体としてのことを議決していく必要があるのではないかと思いますので、本案については反対したいと思います。以上です。

○**粒谷委員** 先ほどからの議論を聞いておまして、岡委員のおっしゃったことは、全く同感です。この請願の趣旨については、総論では決して否定するものではありません。しかしながら、きのうの知事のプレスをきょうの新聞報道等で見ますと、この請願者とは相当ずれがあるのではないかと考えています。奈良高校の耐震化以外に代替施設の利用や、ほかの施設の利用、管理運用面での工夫、補強、補修でできる限りのことを対応するとおっしゃっていました。請願者は、補修、補強では無理だとおっしゃっていましたので、かなり考え方の差があるのだらうと思っています。今回のこのことについて、教育委員会が知事の意向を十分に受けとめて、当然、財源的な裏づけも知事のほうから担保できるわけですから、私は一日も早く補修、補強等々、あるいはまた、プレハブも含めて対応を検討していただければそれでいいのではないかと考えていますので、この請願については不採択とさせていただきます。

○**藤野委員** 私も今回の請願については不採択とします。理由は、請願の内容については事実を記しておられるということですが、取り組みについては既に教育長が代表・一般質問でも述べておられますし、また昨日、荒井知事の定例記者会見で耐震補強について緊急に取り組んでいくということも言われています。代替施設の利用が可能か、あるいは応急的な補修や補強で対応すること、さらには管理運用の工夫で生徒の安全を確保することと具体的に述べておられますので、そこは今後の取り組みに、大いに注視していきたいと思っています。

また、先ほどの質問の中でも申し上げたのですが、いわゆる工期の件について、あるい

は代替施設、例えばプレハブを建設するにしても一定の期間を要する。その期間、万が一のことがあったらどうするのだということも含めると、やはり一日も早く緊急的な補修を望むべきではないかと思います。

とはいうものの、そもそもこの耐震化についての取り組みは、私どもの会派、あるいは多くの県議会議員の皆さん方が県の教育委員会に要望していたことです。全国の都道府県を見ても、奈良県はかなりおこなっているということも皆さん方ご理解いただいているかと思いますが、昨日の知事の改めた真意を受けて、より一層予算を投じながら進めていただきたいと、このように思います。また、委員会としても、その都度この耐震化についての進捗状況等々については点検、チェック、検証を図りながら進めていただきたいと、委員長にも少し要望して、私の不採択の理由とします。

○宮本委員 私は、採択をするべきだと思います。先ほどほかの高校もという話もありましたが、出されている耐震対策未完了一覧を見ましても、やはり奈良高校が突出しておこなっているわけです。このことを直視するべきだと思います。

私も、県民の皆さんからいろいろとご意見をいただいています。これまでは耐震化を優先するからエアコンがおこなっているのだと、これが知事の説明だったわけです。ところが、耐震もむちゃくちゃおこなっているのではないかということでご意見を頂戴することが非常に多くありまして、この間、高校再編成もそうですが、高校耐震化の問題も相当世論が高まって、議会でもいろいろやりとりがあって、一定の反映としてきのうの知事の記者会見があろうかと思っています。ただ、これはまだ第一歩にすぎないと思います。奈良高校については、これまで何度も耐震化をするチャンスがあったと思うのです。2010年にはそれなりの設計もされていました。2015年には、コンクリート強度が弱くて建てかえしかだめだと言われた校舎建てかえの具体的な検討までされていたと。そのときに決断をすれば、もう来年には完了しているわけです。そういうことを思いますと、最短で2022年の移転というのは、詭弁だと言わなければなりませんし、そういった責任を問うという意味でも議会として請願を上げるべきだと思いますので、採択をするべきだと申し上げます。

○中川委員 日本維新の会としましては、党議拘束をかけずに個々に判断をすることになっています。今回、紹介議員の川田議員からも説明をいただきました。請願者と紹介議員は別々ですので、どの程度思いを正確に伝えられていたのかと危惧もあったわけですが、ただ、この要旨を読む限りにおいては特に問題もないのかと思っています。今回、奈

良高校に特に着眼したものではありませんが、これがほかの高等学校の名前が入って出てきても私は賛成するだろうと思っています。

以上の理由から、今回、私は採択に賛成します。以上です。

**○岡委員** 私の今回のこの案件に対する判断は不採択としたいと思います。先ほどから申し上げてきたように、知事の具体的な指示が出ています。そして、教育長も先ほど来の答弁の中で、それを受けてしっかり取り組むということで、ほぼ方向性、ベクトルはこれで一致してきたのではないかとと思っています。

それと、もう1点、私は、議会人として、この県議会に来させてもらって12年目ですが、反省しなければならないのは、私たち議会もこのことを十分言ってこなかった、チェックし切れていなかった点はやはり謙虚に反省しなければならないと思っています。

そういうことで、この案件については、理事者だけでなく、我々もお互いにそのことに強い責任を感じながら、これからはなお一層、知事の趣旨を踏まえて、しっかりと対策をとるべきであると強く思った次第です。以上です。

**○阪口委員長** ほかに意見はありませんか。

委員各位より請願第8号の採択について賛否の意見がありましたので、これについて、起立により採決いたします。

採決は起立により行いますが、この際、起立しない委員の取り扱いについてお諮りします。

起立しない委員は不採択とみなすことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないので、そのように決しました。

それでは、請願第8号についてお諮りします。

請願第8号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第8号は、不採択とすることに決しました。

これをもちまして、請願第8号の審査を終わります。

次に、請願第9号について審査を行います。

請願第9号、奈良県立平城高等学校の存続等に関する請願書については、お手元に配付した資料のとおりです。

請願第9号について、紹介議員である宮本委員に請願の趣旨を説明願います。

○宮本委員 請願第9号は、県立平城高校の存続に関する請願ということで、請願者は平城高校校友会会長ほか1名となっています。

要旨は、ここに書いてありますように、今議会に提出されている条例改正案において、廃止の対象となる県立高校10校から平城高校を除外して、平城高校の存続を望むということです。あわせて、県立高校の再編検討の際には、保護者や卒業生ら学校関係者並びに地元自治体や地元住民との協議をしっかりとしてほしいという請願です。

その理由がこの請願に個々列挙されておりますので、部分的に紹介したいと思います。

1つは、地域とのかかわりの問題です。平城高校は、歴史に名高い平城京の名を冠するということもありますし、昭和55年の創立時にはいわゆる減歩を行って、地域の人々の協力によって設置をされた平城ニュータウンの平城高校ということで、非常に地域との結びつきが深い学校です。地域との協働プログラムなどを通じて強固な信頼関係ができているというのが大きな特徴です。

2点目の校風や学校評価という点ですが、一般質問でも取り上げましたが、生徒指導などのいろいろな分野で高い評価を受けており、総合評価もA判定です。

そのことは、志願者に関する状況にもあらわれており、少なくとも資料で確認できる過去10年間で定員割れはないと。大体1.2倍を超える競争率をずっと続けているということです。当然、全県的に通学をしている生徒がいます。

それから、卒業生の評価が非常に高いと。3年間の高校生活を通じて非常に充実した日々を送れたという生徒が9割を超える、あるいは部活やボランティアに積極的に参加が95%など、満足度が高いということです。

それから、施設整備という点でもいろいろ指摘をされているのですが、近年だけでも卒業生やPTAからおよそ9,000万円以上が施設整備のために寄附されているということです。この高校が廃校され、違う学校が使うということになりますと、こういった関係者の思いを非常に傷つけることにつながるということです。

次の生徒数では、平成30年8月の総務警察委員会でも議論されましたが、学校再編成の際に規模を維持することにこだわり過ぎているのではないかと私も常々思っています。全国の状況も調べますと、奈良県と同規模の人口のいわゆる地方都市の場合ですと、大体、学校規模は1学年3クラスから6クラス、3学年でいっても10クラスから15クラス、多くても20クラスという状況ですが、奈良県の場合は1学年6クラスから10クラスと

学校規模が大きいということです。生徒の減少を、学級数で調整することも大いに考えられるのではないかと考えています。

それから、今回の再編成計画の立案過程については、いろいろ意見が寄せられています。一般質問でも明らかにしたように、教育委員会の内部でプロジェクト委員会という形で詳細な議論を詰めて、そして一定の段階で知事レクという形で知事の承認を得て、その後、ほとんど形骸化されている合議機関としての教育委員会で承認を得て、その後で議員に情報が伝わってくると、こういうやり方が県民からも不信感を招いているのではないかと強く思っています。

この問題については非常に多くの平城高校関係者や奈良県の高校教育のあり方にいろいろ思いを持っておられる県民から3万筆を超える署名が寄せられたということも、我々、県議会は受けとめるべきだと思います。

それから、一般質問でもデータとして示しましたが、県民1人当たりの教育予算が全国37位で、教育にお金をもっとかけるべきではないかという思いも寄せられています。

最後に、「こころ豊かな高校生活」ということで、奈良県の教育をもっと豊かにすることによって、例えば奈良県の中学校卒業した生徒の大体11%から12%が県外の学校に流出していると。遠距離通学を余儀なくされている状況も改善をしていく契機にするべきではないか。そういうことから今回、請願の紹介議員とならせていただきました。

ぜひ委員の皆さんの採択をお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

○**阪口委員長** ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもちまして紹介議員に対する質疑を終わります。

次に、請願第9号について、質疑があればご発言願います。

○**宮本委員** 紹介議員として教育長に何点か確認をしておきたいと思います。一般質問でも話題にした意思決定の過程を、もう一度確認しておきたいのですが、内部での検討を行っていたプロジェクト委員会を最初に開始させた時期はいつなのでしょう。

○**吉田教育長** 私が教育長に就任した平成26年からスタートしたと思います。

○**宮本委員** 平成26年ということは2014年です。今から4年前に検討を開始して、詳細を詰めた。その段階で最初に知事レクを行ったのは、いつになるのですか。

○**吉田教育長** ある程度の一つの案をまとめた形で報告させていただいたのは、平成27年であったと記憶しています。

○宮本委員 おっしゃるとおり、2015年12月のレクがそうですね。

(「はい、そうです」と呼ぶ者あり)

この時点で、もう既に今の原案に近い形にまで調べていたという認識でいいのでしょうか。

○吉田教育長 このプロジェクトを実際にスタートさせるときに、あまりにも生徒減少が対応できておりませんので、前回の再編計画のときには学校の適正規模は6クラスから8クラスとなっていました。これからの人口、生徒減で8クラスの学校がまだそこから少なくなることが見込まれますので、まずは再編計画を答申したと。再編計画を答申することは、学校を減らすことが目的で、2つの学校を統合して行って、そして25クラス分を、8クラスの学校を3校減らす案として、最初に知事に報告していると思います。

○宮本委員 そこはそれで了解をしているのですが、プロジェクト委員会と知事レク、それから合議体としての教育委員会の関係が私は、いまだによく理解できないのです。なぜそういう関係で決定をしていきながら、議員や県民に出す情報がこれほどおくれたのか。最初の知事レクがもう既に、今から2年10カ月前なのです。およそ3年前ですよ。県民の前に明らかになったのはことしの6月ですから、そこから見ましても、2年半前にもう既に大方骨格は決まっていたということになるのです。なぜこういうタイムラグが生じてしまったのか。もう少し早くに情報を出して、都度都度いろいろな意見を得ながら部分修正をしていく。関係者の思いにも心を寄せながら部分修正をして計画を立てていく、そういう手法はとれなかったのですか。それはなぜなのでしょう。

○吉田教育長 内部でまず検討しました。統合を中心に検討しました。しかし、統合によって教育の質が高くなるのかというご意見もいただいています。やはり奈良県の教育をどのように質向上するのかに目的を持っていくべきだろうということで、大幅に新しい学校を設置するという一方で、専攻科や総合学科の学科、それから国際高校など新しい学校をつくっていく。その過程の中で前回の再編の考え方を踏襲していますので、いわゆる学校再編と呼んでいますが学校を減らすと。学校を減らす対象校はどこになるのだと。そうしたら北部の3つの学校になるのだという意見は、もう一致しているのです。そうでないと、前回再編の対象にした学校をまた対象にするのか。だから、平成16年に再編の対象にしていない学校をどのようにするのか。もちろん、宮本委員がおっしゃるように学級数を減らすことも、あわせてしています。全て3校を丸々学校減をしたわけではありません。そういう形でスタートして、話が質向上に行く中で、平成29年の文教くらし委員会の場で、

いろいろなうわさが聞こえてくるのではないかと、統合のうわさなどが聞こえてくるので議論を公平公正にとの意見が出ましたので、臨時会という教育委員会の中で、ある程度オープンにしながら議論をしていこうと。その臨時会での議論を具体的な対象校を早く出して議論をスタートしていければ、宮本委員がおっしゃるようになったと思うのですけれども、まずは基本理念をしっかり押さえて推進方針を固めるということで、平成30年2月に出させていただいたわけです。

○宮本委員 1つ指摘しておきたいのは、例えば榛生昇陽は榛原高校になる前に1回再編されています。統合されて榛原になり、それが榛生昇陽になって宇陀になります。十分認識されているとは思いますが、3度目の再編成になります。宇陀のほうには、また再編という思いを持っている人はたくさんおられるということを、ここでお伝えしておきたいと思います。

その上で私が言いたかったのは、単に統合するのではなくて、新しい高校を2校つくるという方針だったのだと言うのですけれど、では、その方針が2015年12月に既におおむね固まっていたのに、議員に初めて情報が出されたのが、なぜ2017年になったのだと、そのことを問うているわけです。そういう方向すら県民や県議会議員には出てこなかったわけです。2017年10月に初めて教育委員会臨時会で議論をして、その前の文教くらし委員会では多少話題になっていましたが、その前には、2015年や2016年には全く我々のところには情報が入っていなかったと。ここに丁寧さを欠いているという要素があるのではないかと私は言っているわけです。

○吉田教育長 教育委員会での議論がなされていない案の段階で表に出すということは、できません。だから、議論をしながら案を考えていく中で、いつかは教育委員会で議論をしなければならないでしょう。その教育委員会で議論するタイミングが、平成29年から臨時会としてやっていこうということになったわけなのです。

○宮本委員 平成29年10月が最初の教育委員会としての検討開始だということであれば、この後、もう少し時間かけないとだめなのではないですか。そこはどうなのですか。内部の会議でも、統合であれば5年かけなければならないとか再編だったら3年かけなければならないと言っていたわけではないですか。今回の場合、再編ということであれば、検討開始から3年はきちんといろいろなところで議論をするという、そういう考えになぜ至らなかったのですか。

○吉田教育長 前回の再編は平成16年からスタートして、検討委員会を開いて、そして

再編を実行していったわけです。私は、その中で事務局にもいましたし、そのときの再編のあり方でいろいろな課題があったことも認識をしています。検討委員会で議論をされた結果で、当時、文教委員会に10校の統合案が報告され、そして学校名の条例改正案を次の議会で上程されて、その中にいろいろな課題が出ているわけなのです。その一つに、議会でも答弁させていただいていますが、南部や東部の定員割れの現象、定員割れが常態化していることが解消されずに続いていると。もろもろの課題を解消するために、第2次再編計画を立てようというつもりはないのです。適正化計画と言わせていただいているのは、大がかりに再編計画をしたものをどのように課題解消していけばいいのか。その課題解消は、先ほど言いましたように、東部にも課題があるわけですから、原則、再編していないところを対象としますが、課題を解消するためであれば再度再編することも、やむを得ないと思っています。

○宮本委員 私が言いたいのは、去年の10月に検討開始となったわけです。そして、3月、4月に校名を伏せてのパブコメでしょう。6月にやっと全貌が明らかになって、もう7月3日に議決すると。これがあまりにも短過ぎると。なぜこんなに短いのかと。何をそんなに急ぐ理由があったのかと。やはり奈良高校の移転耐震問題をリンクさせたから拙速になったのではないのですか。そうではないのですか。

○吉田教育長 耐震化と再編計画は別にすべきだという意見もあります。別にすべきだという意見のもとで計画を立てますと、全ての改築する学校を同じ規模で復元するということです。生徒減少が目の前に迫っているのに、生徒減少を放置して、そしてリンクさせるなどおっしゃるわけですが、どこかでリンクさせないと、場合によっては無駄が生じる可能性がある。空き校舎が残る可能性がある。ですから、いずれどこかでリンクさせなければならぬというリンク先は、耐震化を100%にすることをこれ以上おくらせない、平成25年度から平成29年度までの耐震集中期間で補強を中心にやってきました。補強を中心にやってきた中で、まだ6校の耐震化をしなければならない。それだけ先やりましようという計画を議会に上程させていただくのか、それとも、全体計画をきっちり検討して、耐震化は今でもおくらせているということで我々は批判されているわけです。当然、批判されるべきところだと思います。しかし、そこで平成29年度か平成30年度前半に何かを打ち出していけないと、それが焦っているというふうにお考えでしたら、そう思えるかもわかりません。

○宮本委員 開き直りのような答弁かと受けとめたのですが。

○吉田教育長 そんなことはないです。

○宮本委員 私は、生徒の命を守るための補強の予算は決して無駄とは思いませんし、リンクするのを将来的に永遠に先延ばししろと考えているものでもないです。耐震化がおくられてきたところに問題があるわけで、それはイの一番で早くやっつけてしまわなければならなかったと思いますし、その上で、私はもう1校も減らすなという立場ですから、空き教室が出たらそれは活用すればいいという立場で、教育長とは考えが違うのは承知の上ですけども、たとえ再編成させると、少子化と耐震とリンクさせて学校の数を減らすのだというお立場に立ったのだとしても、これはやはり丁寧に説明をして、議会にも情報を出して、関係者にも意見を請うて、部分修正を重ねて計画化していく、そのためにあと半年は引っ張るということがあってもよかったのではないかと言いたいわけです。その点はどうなのですか。

○吉田教育長 それは宮本委員のご意見ですので、私は、この時期に出すべきであるという判断を教育行政のトップとしてさせていただきました。

○宮本委員 それで、あと1点聞きたいのですが、この再編成をめぐって、請願者は議決を今回行わずに、関係者の納得や合意を得ていくという思いを強く持つておられるわけです。教育長も、この間の議会のやりとりの中で、例えば生徒代表と懇談されるとか、あるいは平城高校についてはPTAに寄せられた意見を受けとめるとおっしゃられたというのは、一定の世論の、あるいは議会の議論の反映かと私は受けとめているのですけれども、ただ、1点は、生徒との懇談が、あくまでも一部の生徒との懇談なのですけれども、今後の計画にどう生かされるのか。どう生かそうと思っているのか。聞いて聞きっ放しということはないと思うのですが、それを確認しておきたいのと、もう1点は、やはり開かれた場で説明するべきだと。議会は開かれた場だと知事は言いましたけれど、やはり関係住民の方や関係者の方は、自分の目と耳で教育長の説明を受けて、できるならばその場で質問もしたいと、こういう思いも持つておられるわけです。1回だけ実施した説明会は、教育長は行かれませんでしたし、しかも担当職員が行かれたときは何の資料も持たずに行っているわけですから、到底納得できないです。生徒との懇談をどう生かされるのかと、開かれた場で説明しないのかということだけ、最後に聞いておきたいと思います。

○吉田教育長 吉野高校、大淀高校で生徒の意見を聞かせていただきました。生徒も、生徒数が減っていく中でどのような学校をつくるかということに対する理解もしてくれました。もちろん名前がなくなることの悲しさ、寂しさも伝えてくれましたけれども、それぞ

れの学校の伝統行事をどのように生かしていくのかという意見もありましたので、当然それは新しい学校に生かしていくことはできるだろうと。それから、今いる自分たちに対しても何かできないかと。機械が悪くなっているのですと。我々は新しい学校だけに目をとられがちかもしれませんが、今いる子どもたちに対してもできることがないのかということで、やはり私はそういう思いを受けとめていきたいということです。

それから、平城高校育友会からは、意見集約をした後の対応をどのようにするかは、必ず伝えていただけるものだと思っておりますので、それに対する対応も含めて、それから高等学校のPTA協議会に対しても、事前に名前等は言えなかったですけども、こういう方向で適正化計画を発表するというので説明もさせていただいています。当然、高等学校のPTA協議会にも事後の説明はすべきだと思っております。それから県のPTA協議会も中学生を抱えており、いろいろ進路の上での不安等もあると思っておりますので、県のPTA協議会に当然説明をしていく予定で進めていきたい。

○宮本委員 最後に、意見だけ申し上げますが、進路指導は、もう既に大きな混乱が起こっており、平城高校の9クラス分の定員募集について、不安が広がっているということもありますし、また、以前統合となった高田東高校や耳成高校の当時の生徒から、やっぱり最後の学年になって下が入ってこない、最後の学年になった場合の喪失感という思いを多方面からよく聞いています。このまま条例が議決されますと、恐らく来年の入試で平城高校に入学される生徒がそういう立場になるということですから、そういう生徒たちへのケアも必要だということを強く申し上げ、この請願はぜひ採択をしていただきたいと思います。質問を終わります。

○粒谷委員 請願の採択の前に、教育長に1点だけ、お気持ちを聞かせていただきたいと思います。この適正化実施計画案が、今ゼロベースに戻ったとして、今本当にいろいろなご意見がありました。しかしながら、今改めて教育長が関係の例えば生徒や保護者、あるいはOBなどの皆さん方に対して、この案がグッドだったのか、ベターだったのか、いや、これが絶対ベストだと、こうしますと考えを胸を張って言えるものかどうか、この確認だけをさせてください。

○吉田教育長 正直申し上げます、計画案を策定するときには、前例に従うのか、前例を引き継ぐのか、そんな思いも持ちながら案を事務局で、あるいは教育委員会で考えてきました。しかし、あえて前例に縛られない道を歩んだと思っております。それは、やはり今後10年間で1,000人の生徒が減少すること、少子高齢化がますます進行していくこと、

そして、AIやIoTなどが社会に急速に普及すること、そんなグローバル社会の中で子どもたちが生きていくためには、やはり社会の変化に対応できるようにみずから主体的に学んで、主体的に行動する、そんな生徒を育てる必要があると思っています。このためには、学校の教育内容を再編成して、そして新しい学校づくりをして、県の教育の質を全体的に向上させることがベストであると思っていますし、ゼロベースでもう一度考えようと言われたら同じ計画案を策定したと思っています。本計画は、私は平成11年から事務局へ入り、いろいろな経験を積んで、そして教育にかける情熱も含めて、こういった計画で本県の子どもが本当にみずからの可能性を最大限に伸ばし、みずからの人生をみずからの手をつくっていく、そんなことが期待できる計画だと思っています。

○粒谷委員 教育長の確固たる信念を、しっかりと受けとめました。わかりました。ありがとうございます。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

続いて、請願第9号について採決に入ります前に、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○田中副委員長 自由民主党の立場で意見を申し上げます。適正化計画に基づくこの再編の問題については、既に議会で大筋のところは議決されて、決めていたという現状にあります。この請願を採択するということは、我々が片方で先に決めたことをみずから破るようなことを決めるということになりますので、自由民主党としては、この請願は不採択であるべきだと思っています。

○粒谷委員 先ほどの教育長の答弁のように、確固たる信念をいただきましたので、この請願については不採択とします。

○藤野委員 先ほどの請願もしかりですが、会派としては党議拘束をかけておりません。私の立場を申し上げますと、今回の請願については不採択とします。6月定例県議会においても、適正化計画実施計画については賛成を示しておりましたので、この請願については不採択とします。以上です。

○中川委員 日本維新の会は、こちらの案件についても党議拘束をかけずに個々に判断することになっております。私は、平城高校の地元に住んでおり、公の場で言ってこなかったのですけれど3万筆を超える署名の署名用紙も、請願を出された方と一緒につくったり、もちろんこの署名の中に私の名前も入っております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、署名を教育長に提出をするといったところも段取りさせていただきましたし

た。その後も、育友会会長から請願書を出すに当たって何度もご連絡いただいたこともありまして、私自身としましては採択に賛成とさせていただきます。以上です。

○岡委員 私どもは、当初からこの適正化計画については基本的には賛成という立場ですとやってきました。教育委員会の先ほどから議論になっているような手違いと言ったら怒られるかしれませんけれども、行き違いがありまして、いろいろ議論がありましたし、また、その中で最大の議論となったのは何といても奈良高校の話が出てきて、そこから余計に話がややこしくなったと。この間、代表質問でもそのことを申し上げました。したがって、今回のこの請願については、平城高校だけを除外することについては、これはやはり不整合な感じがしますので、私ども公明党としては不採択としたいと思います。以上です。

○宮本委員 当然、紹介議員ですので、採択すべきだということです。

○阪口委員長 ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決いたします。

委員各位より請願第9号の採択について賛否の意見がありましたので、これについて起立により採決いたします。

採決は起立により行いますが、この際、起立しない委員の取り扱いについてお諮りします。

起立しない委員は不採択とみなすことにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないので、そのように決しました。

それでは、請願第9号についてお諮りします。

請願第9号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第9号は、不採択とすることに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、議案の説明については、9月7日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

○宮本委員 議第81号と議第89号にかかわって1点質問したいと思うのですが、受験生の対応は非常に今、混乱をしています。この夏から秋にかけて、今の中学2年生の生徒に、進路はどうなるのだということで混乱が起こっています。平城高校の募集停止に伴って9クラス分の募集がゼロになるということ、それから登美ヶ丘高校の分が国際高校に、その翌年には西の京高校の分が県立大附属高校にと、こういう定数配置になるのかと思うのですが、9クラス分を一気に減らすことになるのか、それともほかの学校で一定定数を受けながら減らしていくことになるのか、その辺の情報はいつ示すのか、この点を明らかにしていただきたい。

○深田学校教育課長 受験生にとって大変不安であるというご質問ですが、まず、募集定員については毎年10月に発表しています。その中で、平成32年度の入試にかかわっては、基本的には来年、平成31年10月の発表ではありますが、定員について、9クラス丸々なくすのかというところで、今のところは基本的にはなくす方向ですが、ほかの学校で1クラス、2クラスふやすことを現在考えているところです。これは財政との関係がありますので、決定次第、発表していきたいと思います。

○宮本委員 平成31年10月に定員が発表されると。基本ラインはそうだと思うのですが、今回、特別な事情がありますので、深田学校教育課長がおっしゃったように、決まり次第、情報を明らかにしていくことは、非常に大事だと思いますので、そのことを訴えておきたいと思います。質問は以上です。

○中川委員 私からは、議決の前に奈良高校について、教育長の考え方をもう一度聞いておきたいと思い、質問させていただきます。

これまで奈良高校の文書などを確認していますと、例えば平成23年10月作成の校舎全面改修要望書もあるわけです。この中で、校地の移転も含めた全面的な建てかえをお願いしたいと書かれています。その理由としては、これまでの議論の中でも認識されているとおり建物の傷みはもちろんあるのですが、それだけではなく、その他4点上げられています。登下校時の事故も発生しているので通学路の安全を確保したいという点、山林が近いことによるカラスや害虫の被害が書かれています。カラスが教員や生徒の持ち物を奪うということもあったと思います。そして、畷傍高校や郡山高校にもあるような講堂が奈良高校にはないと。講堂をぜひとも建ててほしいけれども、校地が狭いので移転が現実的であるといった点。最後に、住宅が近くて住民とのトラブルもあり、苦情も多い。近隣への

配慮から部活も思い切りできないといった点を上げています。そういった点を上げる上で、校地の移転も含めた全面的な建てかえを要望しているわけです。ただ、この移転先が今回のような平城高校の校地かどうかはこの時点ではわかっていませんが、とりあえず、奈良高校の思いとしてはこういうものがあったわけです。校地の移転も含めた全面的な建てかえは奈良高校自身の願いでもあったということがわかったわけですが、一方で、教育委員会事務局の中でも、奈良高校はやはり奈良県トップの高校で、特別な学校だから現地でできないだろうか、そういった声も一部であったと仄聞をしています。

そういったことを踏まえ、吉田教育長にあっては奈良高校で長年、教鞭をとられていた立場として苦しい思いが今回あったのかと推察をしますけれども、移転で解決をするのか、それとも現地建てかえをするのかという選択について、改めて教育長の率直な思いがありましたら聞いておきたいと思うのです。よろしくお願いします。

**○吉田教育長** 平成23年に要望されたことについて、担当の次長でもありませんでしたので細かいところはわかっていませんが、教育長になりまして、奈良高等学校の耐震現地建てかえは非常に難しいというロケーションで、細い道ですので、当初はもう困難であるという状況から、場合によっては、奈良工業高校跡地をどの時期に更地にできるのかも含めて検討したこともあります。いろいろな検討をした中で、やはり生徒減少で校舎があくことに対して、やはりあいた校舎を有効活用することがまずは当面、必要ではないか。学校や同窓会の思いはわからないことはないですけれども、あいた校舎を有効活用せずに空き校舎のまま放置していくことは、場合によっては地域に多大な迷惑をかけるということもありますので、空き校舎を活用することが今も最善ではあったと思っています。

**○中川委員** 率直な思いを聞かせてもらいました。これまで全日制高校の話ばかりがクローズアップされているのですけれども、一方で、定時制高校についても重要な課題であると考えています。これまで定時制高校の再編について、関係者からの要望や、動きを何か聞かれていますでしょうか。

**○大西教育振興大綱推進課長** 定時制、通信制の再編計画とのかかわりですが、今回の計画の中では、五條高校の定時制の募集停止を入れております。また、通級の研究を行うことも入れているわけですが、中川委員がお尋ねの特別な要望という形では関係者から直接には聞いていません。ただ、さまざまな状況の中で、多様な学びについて保障していくことは重要だと思っておりますし、パブリックコメントの中にも92件のうち2件にそのようなことに触れた内容がありましたので、そういう部分については今後も考えなが

ら進めてまいりたいに思っております。

○中川委員 以上です。

○岡委員 それでは、議第81号、議第89号に関連して、また、先般の私の代表質問の中で時間の関係で確認できなかったことがありましたので、1～2点確認をしておきたいと思えます。

まず1点は、このたび3校が2校にされる再編の話の中で、一つは、県立大学附属高等学校についてです。附属高校に入学された方が県立大学へそのまま進学することについて、普通は、附属ですとほとんどそのまま上へ上がるケースが多いように聞いているのですが、その辺のルールがよくわからないところもあります。附属高校へ入学すれば県立大学への入学は有利なのかどうなのかも含めて、もちろん他の大学を受験することも可能だろうとは思いますが、その辺のことについて確認をしておきたいのが1点です。

2点目は、先般、バカロレアの質問をさせていただきました。その中で教育長から、中学校への設置は2023年というご答弁がありまして、そこから中学で3年、高校で3年、2023年から数えて、合計6年たって初めて高校生が卒業ということになるという説明だったように思えます。ということは、2029年に初めてバカロレアコースに乗った生徒が誕生してくるということかというイメージを持っているのですけれども、その辺について、この中学校のクラス以外からも当然いろいろと入ってくる可能性があるのかもしれませんが、その辺がまだよくわかりません。その中学校に入ることが絶対条件なのか、中学校時代からでなくても、他の中学校からこの国際高校に入学して、そのままバカロレアのクラスに編入されて、海外の大学の受験資格を得るための活動ができるのかどうか、中学生との兼ね合いをもう少し教えてほしいのですが。

○大西教育振興大綱推進課長 まず、1点目の県立大学附属高等学校の件です。実施計画案が、6月議会を通った後、法人である県立大学とワーキングを持たせていただいております。現在、教育内容、施設等の移行等についても検討を進めているところであり、まだ詳細については定まっていますが、当然のことながら、今回の県立大学附属高等学校は地域創生をポイントにつくっていかうと考えておりますので、それを生かす形で県立大学への進学は一定数設定をしていく方向で話を進めているところです。厳密に何人行けるかということについては、もう少し定まってからと思っております。ただ、クラス規模からいっても、当然、今、西の京高校が8クラスありますので、1学年で360名ぐらいいいます。県立大学へ全員が行くという形にはならないであろうということは想像できる

わけですけれども、他の大学への進学も視野に入れた検討はしています。

2点目のバカロレアの件ですが、中学校からのプログラムということで検討しておりますけれども、いわゆる高等学校のIBというプログラムが出てきます。通常は6年間学ぶことが、当然、バカロレアの教育内容を十分に理解することになるかと思いますが、現在、バカロレアを進めておられる他府県では、高等学校からプログラムに参加する生徒も若干名いると聞いていますので、奈良県で今回設置するのはどのような形が一番いいのかについても今後検討はしていきたいと思っていますし、できるだけ開かれた形の中で展開できるようにとは思っています。以上です。

○吉田教育長 補足をさせていただきます。

まず、附属高校と大学との関係は、私学の附属高校の場合はかなり的人数がそのまま上がるという傾向にありますけれども、国立、公立関係の附属は、正直言って少ないのが現状です。公立大学附属の関係であるということをご理解いただきたいと思います。

それから、バカロレアですけれども、東京でバカロレアのコースを高等学校に導入している。この場合は、かなり帰国子女等が入ってくると。本県の場合は、まずは国際高校を非常に充実した学校にしていきたい。その中で、中学校を30名程度と想定すると、10名程度、高校から入ってこられるような、そういったコースを今は検討しています。高校生にも門戸は開いていきたい。優秀な子どもにはバカロレアの資格を取れるようにしていきたいと。

○岡委員 わかりました。

もう1点、実はこの間、ある方から質問をもらいました。その方は受験しようかなと思っていた方なのですけれども、今度、県がつくろうとしている高校は、従前の平城高校を受験した方、もしくはこれから受験されようとする方は、俗に言う、偏差値の問題ですが、同じような感覚で調整していいのかどうかという、私もわからない質問なのです。何かここで答えがいただければと思いますが、新しい高校について、どの程度のレベルの偏差値だと挑戦できるのか、どういうご指導されるのかということです。

○吉田教育長 非常に難しいご質問で、正確に答えることも非常に難しいと思っておりますけれども、これからの時代は、子どもたちを5教科の偏差値の尺度で捉えていくのが本当にいいのか。一つの尺度で高等学校をつくって、大学へ入学させるということを私も30年前にはやってきましたが、それよりもいろいろな、子どもたちのいいところを見る必要があると思います。国際高校を例に挙げますと、やはり英語に関する興味関心はどの程

度強いのか。私の思いとしては、子どもの長所を伸ばしていきたい。私自身が数学ができたけれども国語が最低でしたので、欠点があっても、何かに特化できて、それを自信にして将来生きていけるような、そういう国際高校の入試制度に、弾力化していきたいという思いは持っております。

○岡委員 最後に、要望だけ申し上げます。今回のこの適正化計画については、基本的には私も同じ認識でして、異存はないわけですが、ただ、心配なのは、先ほど言ったような質問がやはり具体的に来るわけです。そのときに我々はどう答えていいのかわかりません。したがって、今、県がつくろうとしている新しい高校のイメージや具体的な内容をできるだけ速やかに、もう来年受験される方がいらっしゃるわけで、そのことを目指している方もいるわけですから、しっかりと適切な説明をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。  
続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願ひます。

○田中副委員長 自由民主党の立場から意見表明いたします。今回提案されている議案については、自由民主党としては賛成いたします。以上です。

○粒谷委員 自民党奈良も賛成をいたします。

○藤野委員 これも党議拘束はしておりませんが、私は全ての議案に賛成いたします。

○中川委員 今回のこの議案につきましても、日本維新の会は党議拘束をかけておりません。個々に判断をするということなのですけれども、私は、地元の議員として、前回の委員会の中で、地元の中には意見に濃淡があるという発言をしたのですけれども、いまだ地元の思いがおさまっていないと、そのような点をしんしゃくして、反対をさせていただこうと思っております。

○宮本委員 私たち日本共産党は、議第81号に反対です。その理由として一つ紹介したいのが、おととい、奈良市議会で緊急アピールというものが出されています。これは議員のうち22名が、過半数になるわけですが、名を連ねて出しています。県立高等学校適正化条例を9月定例県議会で議決せず、関係者の理解を得る丁寧な説明を尽くすこと、県立奈良高校の耐震化を直ちに行うことを求める緊急アピールです。

少し紹介をしたいのですが、奈良市議会が全会一致で6月定例会でこの適正化実施計画の議決の延期を求める意見書を出しました。ただ、その後の動きを見ると、県議会の議決に全く反映されていないと、また、全会一致の意見書を上げた奈良市議会に対して説明が

十分なされていないということで、その後、るる地元の思いや、特に今回、奈良高校の耐震化の問題で奈良市が8月に避難所指定を解除したことや、行政指導もありましたが、こういったことが紹介をされており、さらに、進路指導という点では特にこの県立高校の再編計画へ大きくかかわる奈良市在住の中学生に対して非常に不安が強まっていると、大きい影響があるということから、市議会が改めて22名の議員の連名で緊急アピールを出されているのです。こういった、引き続き強く反発の世論があるということ踏まえて、今回は議決をするべきではないという立場から、議第81号には反対いたします。そのほかの議案は賛成いたします。以上です。

**○岡委員** 本案については、公明党は賛成いたします。

ただ、お願いですが、先ほど来も何回も申し上げましたように、今までの議論を踏まえて、できることはしっかりと取り組んでもらいたい。時間は余りありませんが、そういう声がたくさんありますので、その点だけよろしくお願いします。以上です。

**○阪口委員長** ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第89号、県立高等学校適正化実施計画の変更について採決を行います。

議第89号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第89号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第89号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第81号、奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第81号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第81号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第28号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせ

ていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

**○中川委員** 県立高校のエアコンの現状について、質問しておきたいと思います。

現在、各高校の育友会が設置をしてきた空調の設備について、どのような扱いになっているのかを聞いておきたいと思っております。こちらは、設備そのものを県教育委員会に移管するのか、あるいは現在の業者との契約が終了するまでの費用について、一旦同じ金額を育友会に支払うなど、いろいろなパターンがあると思います。また、古いものについては、減価償却が既に終わっているものについて、どういう扱いになるのかもあわせて聞いておきたいと思います。年限が過ぎたものについて、新設をし直すことは義務ではないのですが、程度によって何年持つのかはまちまちでしょうから、改めて確認が必要かと思っております。

あと、最後ですけれども、各高校の育友会がこれまでまちまちに発注や契約をしてきたので、仕様で基準も一様ではないと思うのですけれども、教育委員会としてどのように管理をしていくのかについても、あわせてお願いします。

**○中西学校支援課長** 育友会で既に設置された空調について、今年度4月1日から県に移管しました。移管の内容ですけれども、育友会がそれぞれのリース会社と契約をしていたものを県が直接契約するという仕様をとっておりますので、リース料は県が負担する、あわせて、電気代も負担しています。

それから、減価償却について、古くなった空調ですけれども、県が設置したものについてお述べかと思いますが、これについては、空調の状況によって、それぞれ必要な対応を学校とも相談しながら今後は対応していきたいと思っております。

それから、育友会から引き継いだものについて、基本的にリース期間がありますので、リース期間終了までに、リース期間終了後の取り扱いについては検討していきたいと考えています。

それから、育友会で既に契約されたリース契約については、まちまちであるというご指摘です。これについても、そのリース契約終了にあわせて今後検討していきたいと考えています。以上です。

**○中川委員** 以上です。

**○宮本委員** 1点だけ質問したいのですが、今、小学生、中学生が通学のときに、小学生

の場合だとランドセルを背負う。中学生は通学かばんを使うことが多いのですが、教科書が分厚くなっている、副教材がふえているなどで、かばんが非常に重いということが話題になっています。千葉市教育委員会が実際に調査したところによると、小学1年生の場合でも、教科書の総重量でいえば1.6キログラムを超えていると。そのほかの体操服や給食のエプロン、副教材として使う楽器も含めると多い場合は2キログラム、3キログラムになってくるといことです。中学1年生の場合でも、教科書の重さだけで7キログラムに達することがあるといことです。10年前と比べると大きく違っており、小学1年生でも10年前は1.2キログラムだったといことですから、この10年で非常に重くなっていると。中学1年生でも、10年前5.4キログラムでしたから2キログラム近くふえているといことです。こういうことを受けて、文部科学省も教材を教室に置いて帰るとい、宿題で使わない分については置いて帰ることも検討するべきだといっているわけです。本県の実態やそれぞれの対応は恐らく市町村ごとに違うとは思いますが、県教育委員会としてどのように把握されているのかをお伺いしておきたいと思います。

**○深田学校教育課長** 官本委員お述べのとおり、文部科学省から9月6日付で、児童生徒の携行品に係る配慮についてとして、教科書や学用品等が過重になっていることで児童生徒の身体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念、また、保護者等からの配慮を求める声が寄せられていることから、各学校における実際の工夫例を注視されたところでは。これを受けて、県教育委員会としては、各市町村教育委員会、各県立学校に対して適切に対応するよう、9月12日付で周知したところでは。県内の各学校においては、従来から児童生徒の携行品の持ち帰り等について、児童生徒の実情に応じ、それぞれの学校で工夫を行っていただいているところでは。また、本通知の周知により、工夫例を参考にさせていただきながら、さらに取り組みが進められるものと考えております。

**○宮本委員** ぜひ大いに警鐘を鳴らしてほしいと思っているのが、成長期の子どもが重い荷物を持ち続けるとどうなるかといことでは。影響が指摘されております。骨格の形成時期に負荷をかけ過ぎることが、成長に著しい影響を与えるといことでは。例えば重たい荷物を持つクラブ活動のかばんをつくっているメーカーは、両肩に均等に負担がかかるようなかばんをどんどん出しているという状況があります。また、アメリカの小児科学会が子どもの体重の10%から20%を決して超えないことが大事だと提言をしています。ですから、小学生の平均的な体重が低学年で20数キログラムですから、2キログラム、一番重くても4キログラムを超えない程度の配慮が要るといことでは。ただ、実際には6キ

プログラムぐらいの荷物を持って通学している児童もいるということですので、配慮が必要だと。

それと、もう1点、なぜ教科書が重くなっているのかを考える必要があります。やはり一つは、学習指導要領のこの間の改訂の中で脱ゆとり教育ということで、おおむね教科書の内容をふやす方向に進んできているという点があるのではないかと思います。それに伴って、1990年代に出版業界のルールが変わり、カラー化、大判化して教科書採択で競うというような状況があるのかと思いますので、この学習指導要領の問題、それから教科書採択にかかわる問題できちんと国にも意見を言っていくべきではないかと思いますので、この点は要望、意見として申し上げて終わりたいと思います。以上です。

○**阪口委員長** ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論されますか。

○**宮本委員** はい、討論いたします。

○**阪口委員長** それでは、討論する案件については委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくをお願いします。

日本維新の会は、反対討論されますか。

○**中川委員** 日本維新の会につきましては、会派の中で賛否が分かれる可能性がありますので、反対討論いたしません。

○**阪口委員長** では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。